

新ごみ処理施設整備事業に係る
計画段階環境配慮書の概要

令和7年12月

唐津市

本資料に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図25000（国土地理院）を複製して情報を追記したものである。

1. 事業の目的・内容

事業者の名称・所在地

- 事業者の名称：唐津市
- 代表者の氏名：唐津市長 峰 達郎
- 事務所の所在地：佐賀県唐津市西城内1番1号

事業の名称

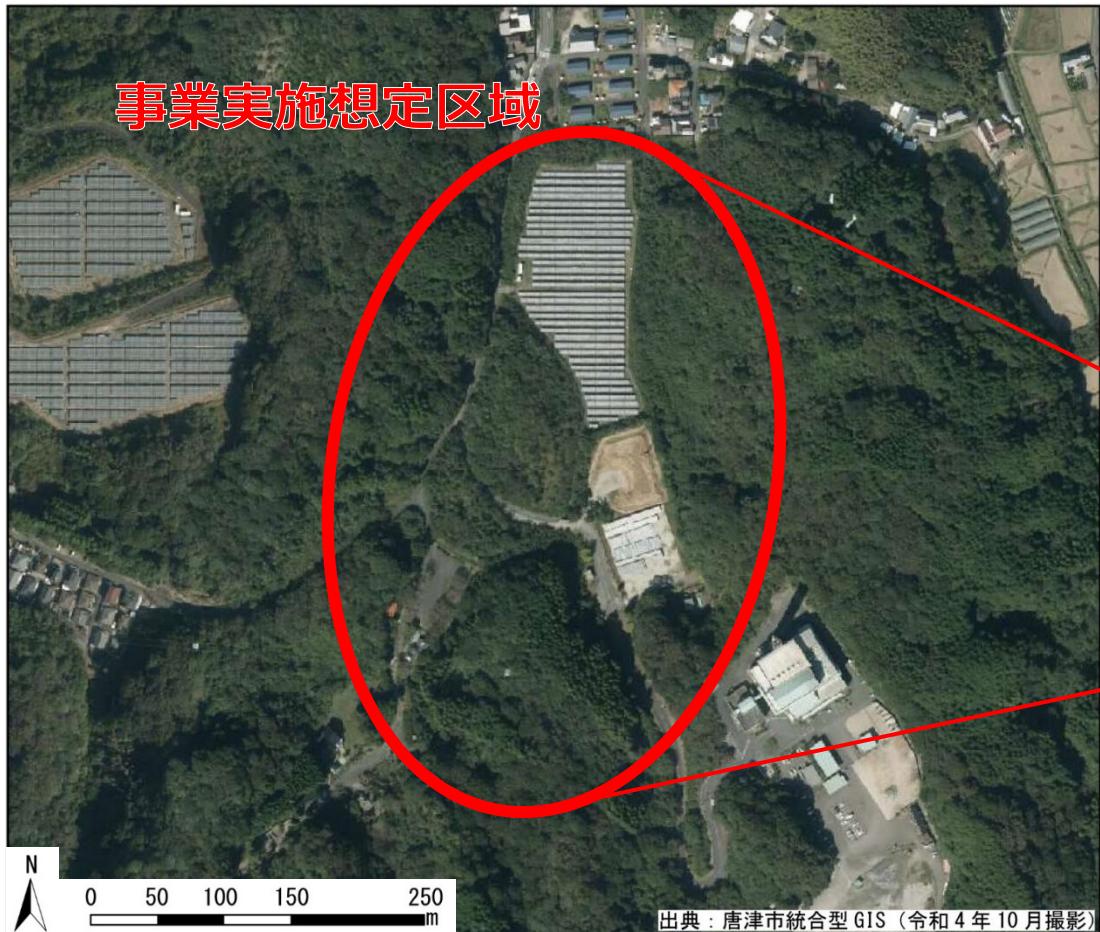
- 名称：新ごみ処理施設整備事業
- 種類：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であって焼却により処理する施設の設置の事業

事業の目的

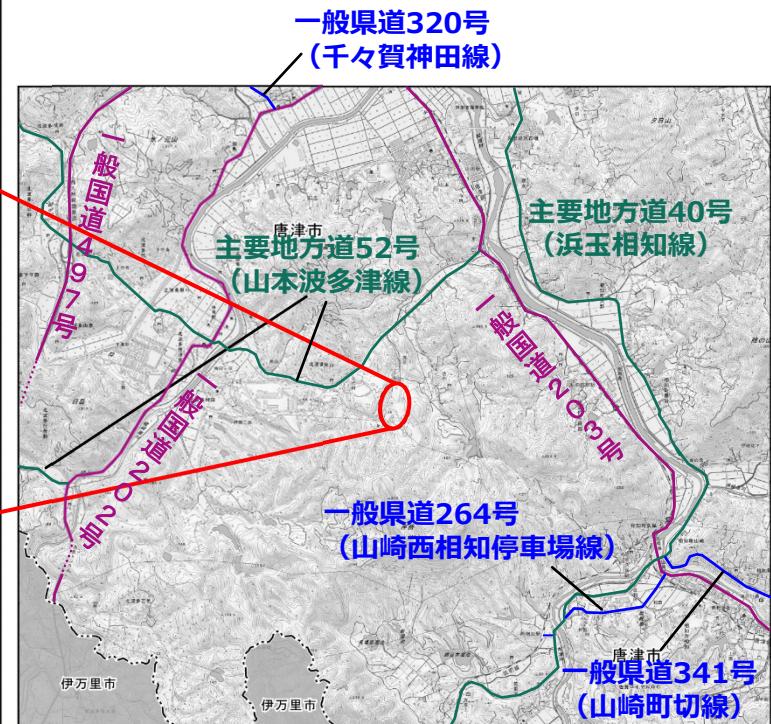
本市では、唐津市清掃センターにおいて、ごみ焼却施設、粗大ごみ・不燃ごみ処理施設の運営を担っているが、今後、施設の老朽化による改修等を繰り返すことで生ずるコスト増への対応や施設の安全性、適正処理の確保等、新たな施設の建設を検討するべき時期となっている。

そのため、既存施設が稼働後40年を迎える時期を目途に、新たな一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）及びマテリアルリサイクル推進施設）の整備（令和18年4月供用開始を想定）を目的とする。

位置：唐津市北波多岸山地先



事業実施想定区域：約13.4 ha
(※周辺の山林等の区域も含む)



市全域から抽出された仮建設候補地について、基本的状況と周辺状況を確認・整理し、三段階の選定を行うことで3つの建設候補地を選定した。

その後、新ごみ処理施設建設候補地としての適性等から総合的に評価したうえで、建設候補地（1箇所）を選定した。

69箇所（仮候補地）



【第一段階】

所在、面積、形状、周辺状況、履歴等を整理し選定

(30箇所)



【第二段階】

法的制約・物理的制約上の問題等を考慮し選定

(11箇所)



【第三段階】

土地条件、周辺条件、環境、防災等の特性を考慮し選定

(3箇所)



【第四段階】

各建設候補地の適正等について比較・評価を実施

**建設候補地
(1箇所)**

(1) 環境保全に配慮した安全・安心な施設

生活環境や公衆衛生を守るために、適正な処理を行い、最新技術による安全・公害対策を講じて、周辺への影響を最小限に抑え、安全で安心な施設を目指す。

(2) 効率的・経済的で持続可能な社会に貢献する施設

最新技術の導入による効率化に加え、設備の改良や維持管理を通じて設備機器の保全・更新作業を容易にし、施設の長寿命化とライフサイクル全体で経済的な施設を目指す。

(3) 循環型社会及びゼロカーボンに寄与する施設

ごみ処理で発生するエネルギーを発電等により有効活用し、未利用資源の循環利用の促進や再生可能エネルギーの導入、最新技術の導入等により、温室効果ガスの削減目標の達成に資する、ゼロカーボンシティの実現を目指す。

(4) 災害時に安全が確保され地域の拠点となる施設

立地条件を踏まえた強靭化対策により、平時から災害時まで一貫した安全の確保が可能で、地域の防災拠点となる施設を目指す。

(5) 環境教育・意識啓発に貢献する施設

ごみや地球環境問題についての環境学習の場を提供し、ごみの減量化・資源化を通じ、循環型社会及び脱炭素化社会に対する意識啓発の推進を促すことができる環境教育に資する施設を目指す。

項目	ごみ焼却施設	マテリアルリサイクル推進施設
施設規模	105 t/日	20.3 t/日
処理対象 ごみ量	27,616 t/年 (災害廃棄物を除く)	4,251 t/年
処理対象 ごみ	もえるごみ（生活系、事業系） マテリアルリサイクル推進施設 可燃残渣、災害廃棄物	もえないごみ、粗大ごみ、 資源物

注) 現地点の想定であり、変更になる場合がある。

- 新ごみ処理施設が環境保全のために大気質に関する目標とする値（公害防止目標値）は、関係法令等の規制値（法規制値）及び既存の唐津市清掃センターの公害防止目標値と同等又はより厳しい基準とする。

項目	新ごみ処理施設 公害防止目標値	法規制値	唐津市清掃センター 公害防止目標値
ばいじん	0.01 g/Nm ³ 以下	0.04 g/Nm ³ 以下	0.02 g/Nm ³ 以下
硫黄酸化物	40ppm以下	K値 = 17.5※	50 ppm以下
塩化水素	40ppm以下	430 ppm以下	100 ppm以下
窒素酸化物	100 ppm以下	250 ppm以下	150 ppm以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/Nm ³ 以下	0.1 ng-TEQ/Nm ³ 以下	1 ng-TEQ/Nm ³ 以下
水銀	30 μg/Nm ³ 以下	30 μg/Nm ³ 以下	50 μg/Nm ³ 以下

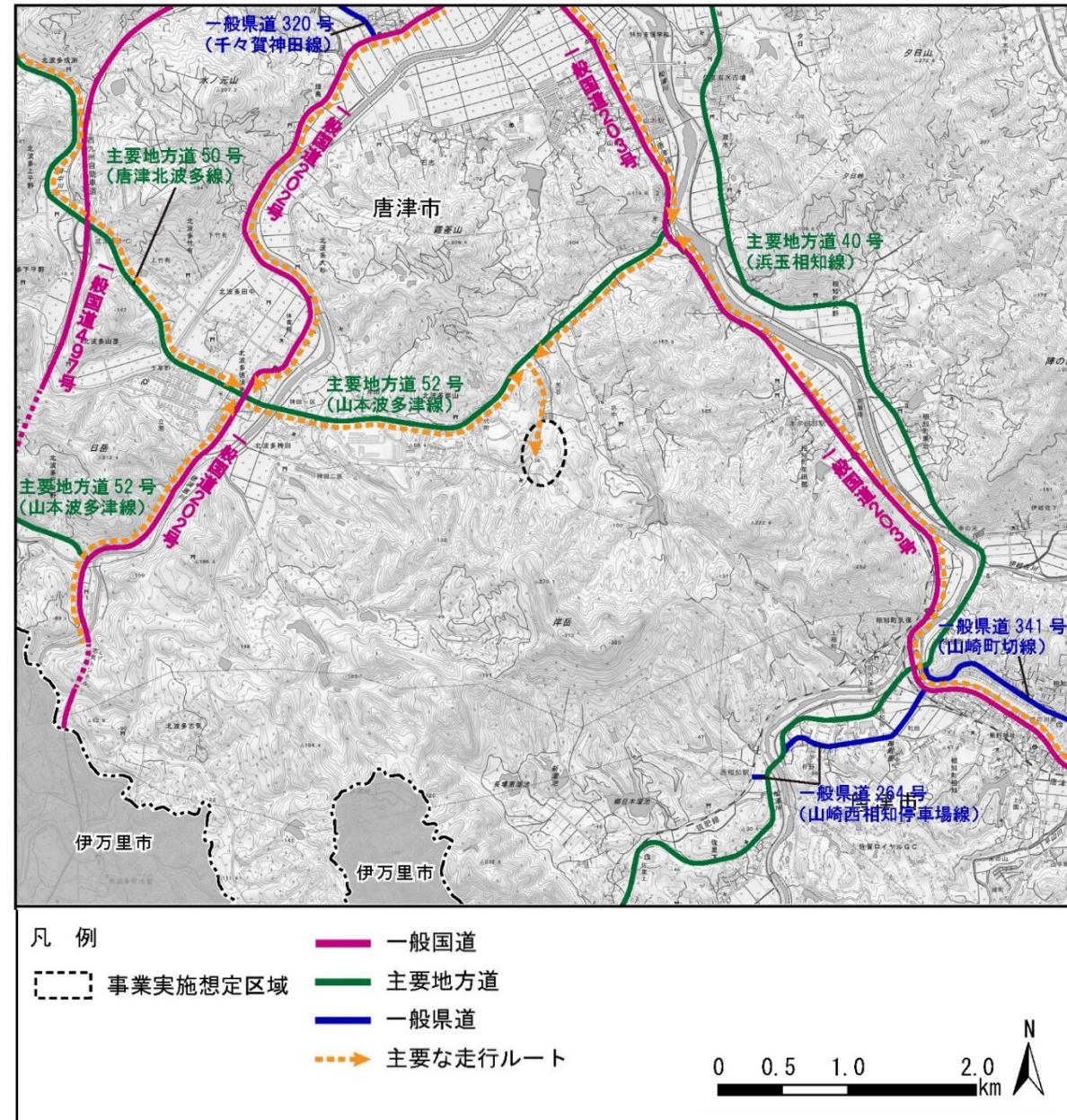
注) ※ : 硫黄酸化物に係るK値規制：各施設から排出される硫黄酸化物が拡散し、着地する地点のうち、最大濃度となる地点での濃度を、一定の値以下に抑えるという考え方に基づき、排出口の高さに応じて、硫黄酸化物の許容限度を定める規制方式であり、地域ごとに規制値が決められている。

主要走行ルート計画

- 本事業に係る工事中の工事関係車両及び供用後における廃棄物等の運搬車両は、主に一般国道203号及び主要地方道52号（山本波多津線）を走行する計画である。

排水計画

- 施設排水は、施設内で処理後、公共下水道に放流する計画である。
- 雨水は、事業実施想定区域に隣接する側溝を経由して公共用水域に放流する計画である。



- 工事は、敷地造成工事に約3年、施設の建設工事（設計期間を含む）に約5年程度を予定している。
- 詳細な施工工程等は今後検討する。

年度	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
施設整備基本計画											
PFI等導入可能性調査											
環境影響評価											
事業者選定											
工事	敷地造成工事										
	施設建設工事 ^{注1)}										

注1) 設計期間を含む。

注2) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

工事の実施

- ・ 土地の改変に伴う発生土砂は、極力**事業実施想定区域内で再利用**することを検討し、**敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数を減らすこと**により、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工事用車両の走行に当たっては、**安全運転の励行及び車両管理を徹底する**。また、沿道の通行時間帯の分散に努め、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工事用車両の洗浄を励行し、敷地内外の路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、強風時や砂じんの発生しやすい気象条件の場合には**適時散水等の対策を講じる**。
- ・ 建設工事に使用する建設機械（重機）は、**周囲への騒音・振動・大気質の影響を極力低減する**よう配慮する。
- ・ 工事用車両の運行に当たっては、**規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底する**よう運転手の教育・指導を徹底し、**交通安全の確保**にも十分に留意する。
- ・ 事業実施想定区域は人為的に造成された平地を主とした土地であるが、周辺エリアの改変が生じる場合には、**自然環境への影響にも留意し、可能な限り改変面積を縮小する**よう留意する。

施設の存在・供用

- 最新の排ガス処理設備の導入を検討すると共に、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことにより公害防止基準を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減する。
- 施設の稼働音が敷地外へ漏れるのを防ぐため、低騒音型の機器の採用、必要に応じて消音器の設置や防音扉の設置等の対策を行う。
- 施設から発生する振動が周辺環境へ影響しないよう、低振動型の機器を採用するとともに、特に振動を発生する機器については、必要に応じて防振ゴムの設置や独立基礎とする等の対策を行う。
- ごみピット内を負圧に保ち、臭気の外部漏洩を防止すると共に、ごみピットから発生する臭気は焼却炉の燃焼空気として吸引し、焼却炉内でごみと共に熱分解する。また、プラットホーム出入口には必要に応じエアカーテンを設置するなどの臭気の漏洩対策を検討する。
- 施設排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する。
- 建屋及び煙突の形状及び配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。
- 廃棄物等運搬車両の運行に当たっては、決められたルートを走行するほか、規制速度の遵守を行うよう運転手を教育・指導し、交通安全の確保にも十分に留意する。

2. 複数案の設定

佐賀県環境影響評価技術指針（平成11年佐賀県告示第464号）

- ・計画段階配慮事項の検討に当たっては、配慮対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数の案を設定

本配慮書における複数案の設定方針

本配慮書では、「建造物等の構造に係る煙突高さ」に係る複数案を設定
(※環境面の影響に差異が生じることが考えられ、現時点で設定が可能な複数案)

< 参考 >

- ・区域の位置：唐津市全域から抽出された建設候補地について、一～三次選定を経て、既に決定済みであるため、区域の位置に係る複数案は設定できない。
- ・事業の規模（施設の処理能力）：対象地域における適切なごみ処理を行うため、必要十分な施設規模とする必要があることから、複数案は設定できない。
- ・建造物等の構造：主に処理方式に関係する施設の構造は、施設の根幹に関わる事項であり、安定稼働等の観点から、複数案の設定は困難である。ただし、排ガスの拡散を左右する「煙突の高さ」は、影響比較・評価が可能であり、住民等の関心の高さや他事例での採用事例も参考に、複数案を検討・設定する。
- ・建造物等の配置：敷地の造成面の配置は、候補地周辺の地形・地質、用地取得・施工性・経済性等を勘案して单一案で決定する方針のため、複数案は設定できない。
- ・ゼロオプション：長期にわたる安定的なごみ処理には、新ごみ処理施設の整備が必要不可欠なため、本事業を実施しない案は複数案には含めない。

構造物の構造（煙突高さ）に係る複数案

	煙突高さ	概要
A案	59m	<ul style="list-style-type: none">既存施設の煙突高さと同様の高さ景観への影響低減に留意した案航空法の制約を受けない最大の高さ全国的にも採用事例が最も多い高さ
B案	80m	<ul style="list-style-type: none">地元要望も踏まえ、既存施設と計画地地盤高の差異を既存施設の煙突高さに加算した概ねの高さ排ガス拡散の促進に留意した案煙突高さが59mを超える場合で、採用事例が比較的多い高さ

3. 調査対象地域の設定

調査対象地域(地域特性を把握する範囲)

- **調査区域**：事業実施想定区域から半径約3km程度の範囲を包含する、**右図に示す区域（唐津市）**を設定
(※特に広域的に影響が生じる可能性のある**景観**に係る環境影響を受けるおそれがある地域)
- **調査対象地域**：統計資料等による市町単位の情報については、事業実施想定区域が位置する**唐津市**全域を対象とした。

＜半径3km程度の範囲に一部含まれる
伊万里市の区域について＞

当該区域は、唐津市との市境の尾根に隔てられた谷部の山林又は農地となっており、事業実施想定区域方向を望む主要な眺望地点や住居等は無い。

⇒ 景観への影響が生じることはないと考えられることから、**調査対象地域には含めない**。



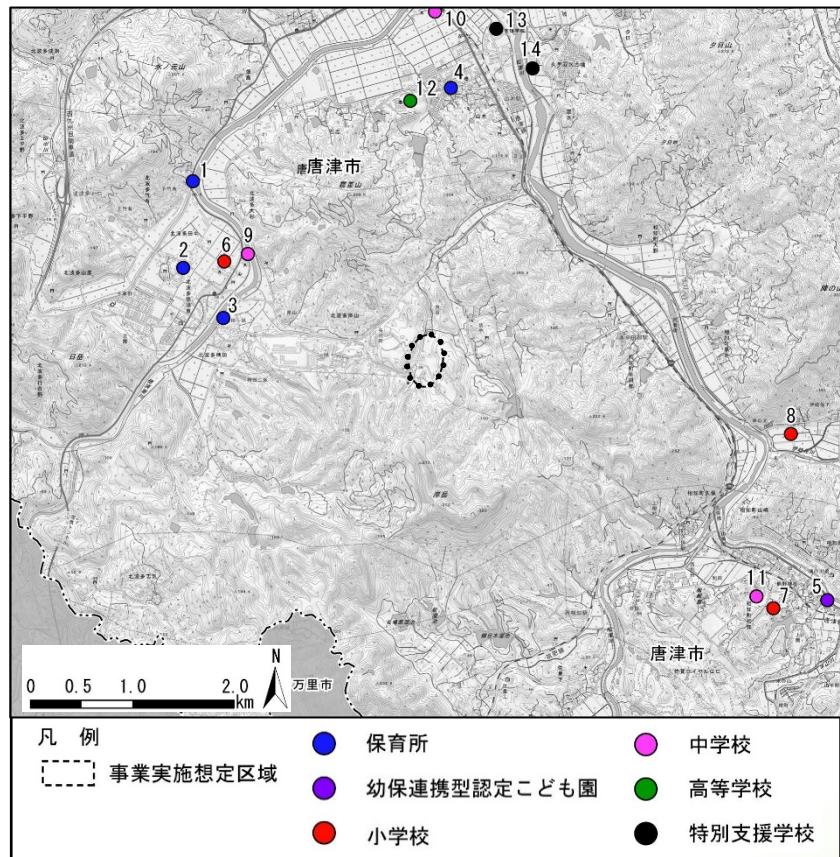
4. 主な地域の概況

気象・大気質

調査区域において、気象及び大気質の調査は実施されていない。

生活環境に係る保全対象等①（学校等）

事業実施想定区域の西側に北波多小学校、北波多中学校がある。

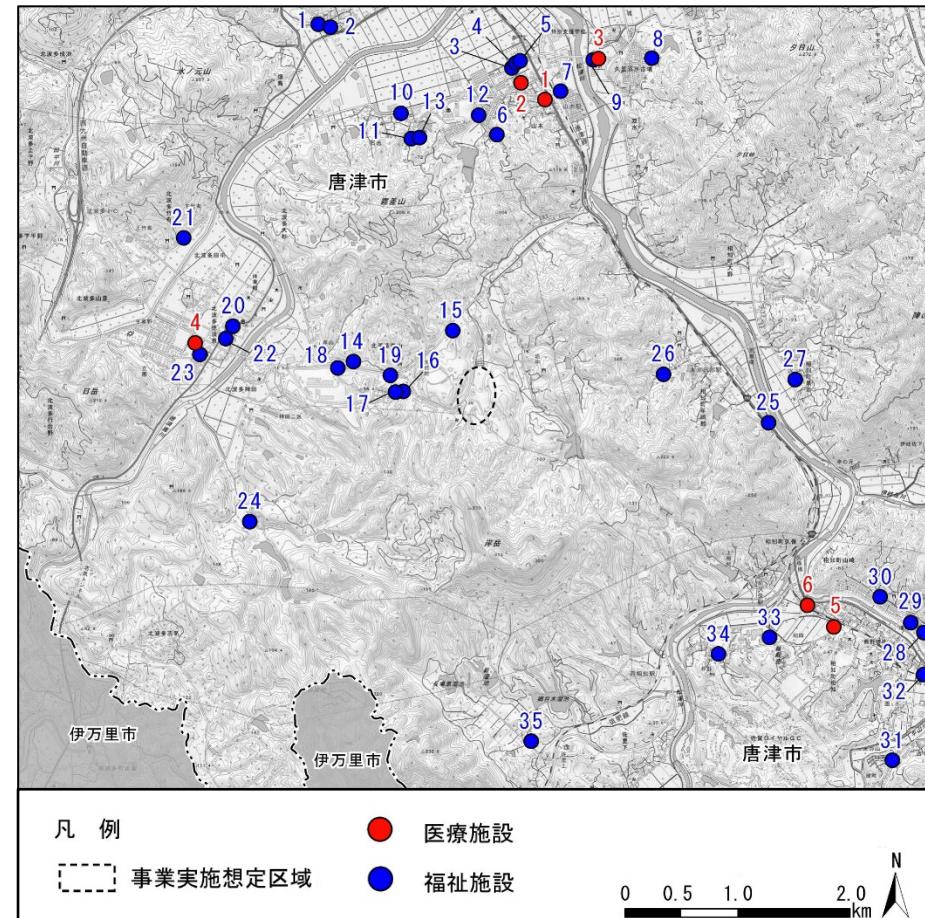


No.	分類	名称
1	保育所	唐津私立 若竹保育所
2		社会福祉法人常安会 北波多第二保育園
3		社会福祉法人真行寺福祉会 ひかり保育園
4		社会福祉法人 広行福祉会 山本保育園
5	幼保連携型認定こども園	相知エルアンこども園
6	小学校	北波多小学校
7		相知小学校
8		伊岐佐小学校
9	中学校	北波多中学校
10		鬼塚中学校
11		相知中学校
12	高等学校	唐津工業高等学校
13	特別支援学校	唐津特別支援学校
14		唐津特別支援学校 好学舎分校

生活環境に係る保全対象等②（医療・福祉・文化施設等）

調査区域において、医療施設が6施設、福祉施設が35施設存在する。

No.	名称	No.	名称
1	医療法人 平川病院	16	グループホームきたはた1号館
2	医療法人 きりの内科・小児科クリニック	17	グループホームきたはた2号館
3	医療福祉総合施設 佐賀整肢学園 からつ医療福祉センター	18	デイサービス真心の家
4	唐津市民病院きたはた	19	ショートステイorange
5	医療法人尚誠会 冬野病院	20	相談支援センター そらサポ ユニバーサル ソラシド ジャパン
6	もりなが医院	21	ぽつかぼか・ハートケア唐津
1	発達相談支援室 てとてと	22	介護付有料老人ホームサンハウス唐津
2	指定居宅介護支援事業所あおば	23	特別養護老人ホームちぐさの デイサービスセンターきたはた 北波多居宅介護支援事業所
3	モルチエ・サポート	24	デイサービスこもれび
4	医療生協デイサービスやまもと	25	ヘルパーステーションからっと
5	医療生協介護相談所からつ	26	訪問看護ステーションえみなる 相談支援事業所しん
6	デイサービス笑	27	グループホーム長寿の里相知
7	就労継続支援B型事業所 ペリドット	28	特別養護老人ホーム作礼莊 作礼莊デイサービス 作礼莊ショートステイサービス 作礼莊居宅介護支援センター
8	グループホーム和、宅老所 和	29	A型すばる、B型すばる
9	佐賀整肢学園 からつ医療福祉センター・アルトン からつ医療福祉センター・まつぼっくり教室 からつ医療福祉センター・アルトン あかり からつ医療福祉センター・久里双水園 からつ医療福祉センター きずな	30	NPOあんどinおうち宅老所優デイサービス
10	株式会社三栄グループホームすぎの子石志	31	宅老所 陽 デイサービス
11	デイサービス虹色	32	まちなかデイサービス
12	デイサービスたから	33	佐賀整肢学園からつ医療福祉センター 久里双水園 くるみランドリー（多機能型）
13	明日葉グループホーム石志	34	おうち太陽社
14	デイサービス花の家	35	野の里デイサービス
15	ゆったりグループホーム ゆったり きたはた		



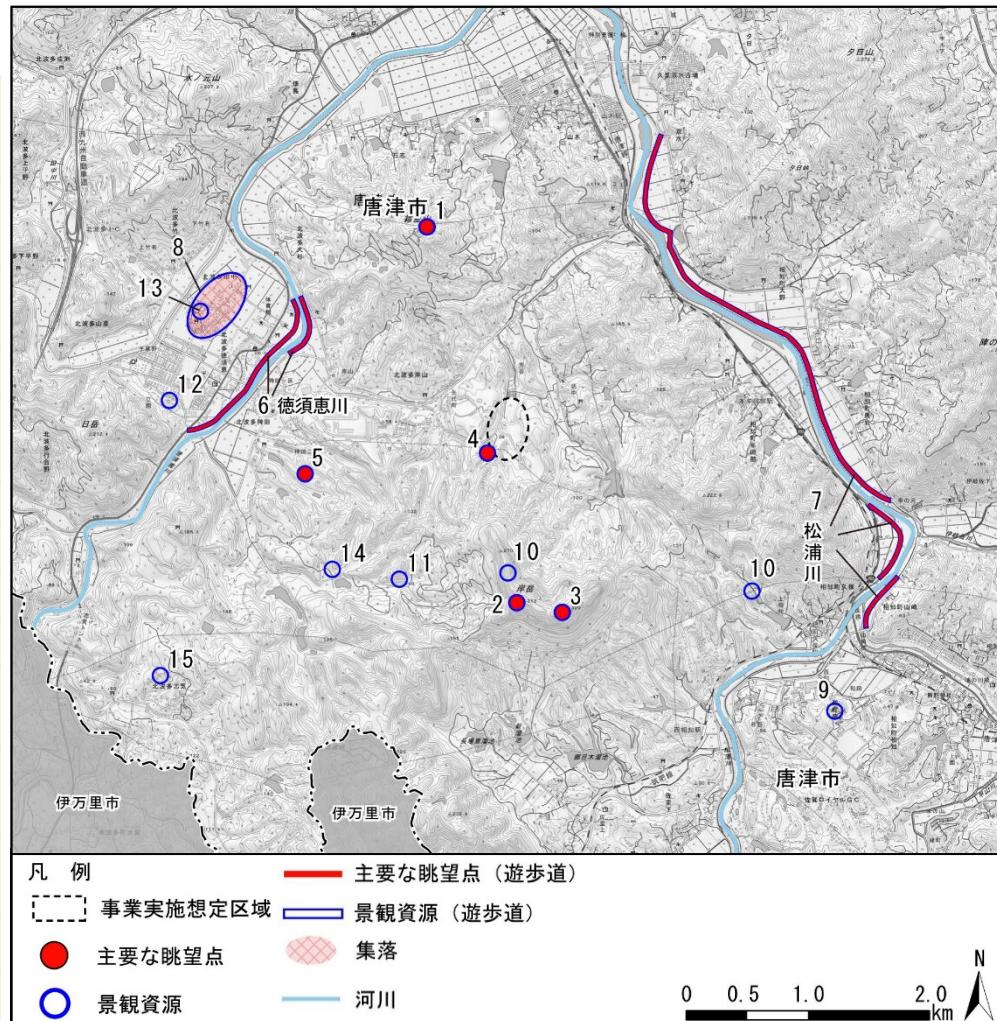
生活環境に係る保全対象等③（用途地域の指定状況）

調査区域においては、用途地域の指定はない。

主要な眺望点・景観資源一覧

No.	名称	眺望点	景観資源	指定・種別
1	霧差山	○	○	地域資源、自然景観資源
2	岸岳	○	○	地域資源、自然景観資源
3	岸岳城跡	○	○	県指定史跡
4	鬼子岳城跡 法安寺	○	○	地域資源、觀光資源
5	波多城跡	○	○	
6	徳須恵川遊歩道	○	○	
7	松浦川遊歩道	○	○	
8	北波多集落	○	○	
9	鵜殿窟		○	地域資源、自然景観資源
10	岸岳のツクバネウツギ群落		○	特定植物群落
11	岸岳古窯跡群飯洞甕下窯跡		○	国指定史跡、県指定史跡
12	瑞巖寺跡		○	
13	田中親王塚古墳		○	市指定史跡
14	古窯の森公園		○	
15	志気の大シャクナゲ		○	市指定天然記念物

注) 岸岳古窯跡群：肥前陶器窯跡（国指定史跡）及び岸岳古窯跡、道納屋窯跡（県指定史跡）の総称。



出典：

- 「唐津市景観計画」（平成20年1月、令和2年6月変更、唐津市）
- 「唐津市の良好な景観の形成に関する基本方針」（平成19年10月、唐津市）
- 「第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年、環境庁）
- 「国土数値情報（地域資源、觀光資源）」（国土数値情報ダウンロードサイト）
- 「旅Karatsu」（唐津市観光協会ホームページ）
- 「あそぼーさが」（佐賀県観光連盟ホームページ）
- 「市内の史跡一覧」（唐津市ホームページ）

5. 計画段階配慮事項の選定

■ 佐賀県環境影響評価技術指針(平成11年佐賀県告示第464号)

事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、配慮対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（影響要因）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある構成要素（環境要素）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討すること。

■ 本事業における計画段階配慮事項の選定方針

- 本事業の事業実施想定区域は土地造成済みの市有地を中心に活用した土地形態であり、新たな自然環境の大規模（広域的）な直接改変は行わないこと、施設供用後には公害防止基準を達成する対策を十分に講じることなどより、重大な影響は回避又は低減が図られるものと想定される。
- 複数案を設定した「構造物等の構造」（煙突高さ）は、複数案間で周辺地域への煙突排ガスや眺望景観の影響の程度が異なることにより、影響の差異が生じる項目を計画段階配慮事項として選定し、配慮書段階で比較・検討を行う。

項目		複数案の設定	選定理由
環境要素	影響要因		
大気質	土地又は 工作物の 存在及び 供用	施設の稼働	<p><u>煙突高さに係る複数案</u></p> <p>A案：59m B案：80m</p>
		施設の稼働	施設の稼働に伴い発生する煙突排ガス中に含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び有害物質が周辺環境に及ぼす影響の程度は、煙突高さの複数案に応じて変化すると考えられるため、計画段階配慮事項として選定する。
景観	施設の存在		施設の存在が主要な眺望点からの眺望景観に及ぼす影響の程度は、煙突高さの複数案に応じて変化すると考えられるため、計画段階配慮事項として選定する。

6. 調査、予測及び評価の結果

大気汚染物質濃度

調査対象地域に大気汚染常時監視測定局及び地域気象観測所が存在しないため、事業実施想定区域から最も近い、観測所の測定結果を収集・整理した。

測定結果は、SO₂、NO₂、SPMにおいて環境基準値以下であった。

項目	日平均値の2%除外値 又は年間98%値		環境基準
	唐津局	竹木場局	
二酸化硫黄 (SO ₂)	0.003ppm	0.003ppm	0.04ppm以下
二酸化窒素 (NO ₂)	0.010ppm	—	0.04ppm以下
浮遊粒子状物質 (SPM)	0.034mg/m ³	0.036mg/m ³	0.10mg/m ³ 以下

注1) 表中の値は、令和元年度～5年度の平均値。なお、当該期間中の1年ごとの測定結果についても全ての項目において環境基準以下であった。

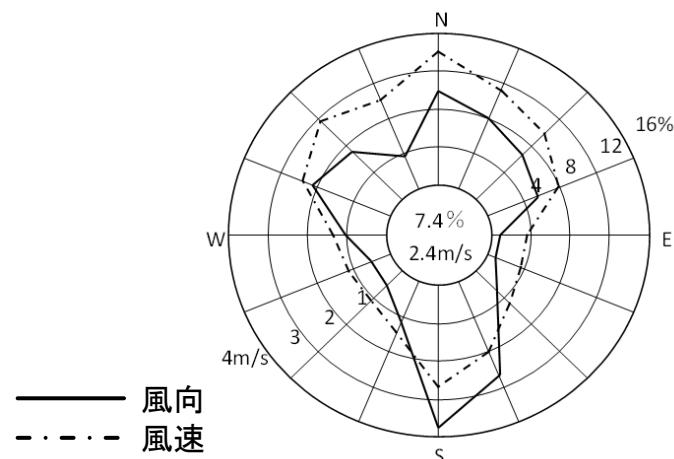
注2) 二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は日平均値の2%除外値、二酸化窒素は日平均値の年間98%値を示す。

注3) 事業実施想定区域付近の測定局における測定結果である。

気象

- 唐津地域気象観測所における令和5年3月～令和6年2月の最多風向は南の風が多く、出現頻度は14.9%である。
- 年間の平均風速は2.4m/sであり、風向別には北西から北北東までの北寄りの風が強い傾向が見られ、最も強い風は北からの風3.5m/sであった。

調査地点位置図



注) 円中央の値はそれぞれ上段が静穏出現率、下段が平均風速。
静穏 (calm) とは、風速が0.5m/s未満であることを示す。
出典：「過去の気象データ検索」（気象庁Webサイト）

予測手法・条件

- 予測項目：施設稼働後に排出される煙突排ガス中の大気汚染物質のうち、環境基本法等に基づく環境基準が設定されている物質（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類）の年平均値及び1時間値（短期濃度）※とした。

※1時間値（短期濃度）は、生活環境影響調査指針（環境省）を参考に、環境基準が定められていない塩化水素も予測対象とした。

<u>予測方法</u>	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕等に基づき、<u>ブルーム式・パフ式を基本とした方法</u>で予測。 1時間値は、大気安定度不安定時、上層逆転層発生時（リッド）、接地逆転層崩壊時（フュミゲーション）、煙突ダウンウォッシュ発生時、建物ダウンウォッシュ発生時の5ケースを予測。 															
<u>煙突排ガスの諸元</u>	<ul style="list-style-type: none"> 新ごみ処理施設のメーカーヒアリング結果を踏まえつつ、排ガス影響を過小評価するこがないように留意して設定。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="2">設定値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煙突高</td><td>A案：59m</td><td>B案：80m</td></tr> <tr> <td>乾きガス^{注1)}</td><td colspan="2">13,000 Nm³/h×2炉（計26,000 Nm³/h）</td></tr> <tr> <td>湿りガス^{注1)}</td><td colspan="2">16,000 Nm³/h×2炉（計32,000 Nm³/h）</td></tr> <tr> <td>排ガス温度^{注2)}</td><td colspan="2">140℃</td></tr> </tbody> </table> <p>注1) 乾きガス量及び湿りガス量は、新ごみ処理施設のメーカーヒアリング結果を元に想定した排ガス量。 注2) 排ガス温度は、メーカーヒアリング結果の数値のうち低い温度を設定。</p>	項目	設定値		煙突高	A案：59m	B案：80m	乾きガス ^{注1)}	13,000 Nm ³ /h×2炉（計26,000 Nm ³ /h）		湿りガス ^{注1)}	16,000 Nm ³ /h×2炉（計32,000 Nm ³ /h）		排ガス温度 ^{注2)}	140℃	
項目	設定値															
煙突高	A案：59m	B案：80m														
乾きガス ^{注1)}	13,000 Nm ³ /h×2炉（計26,000 Nm ³ /h）															
湿りガス ^{注1)}	16,000 Nm ³ /h×2炉（計32,000 Nm ³ /h）															
排ガス温度 ^{注2)}	140℃															
<u>気象条件</u>	<ul style="list-style-type: none"> 風向・風速：唐津地域気象観測所の令和5年3月～令和6年2月の測定結果。 大気安定度：同期間の福岡地方気象台の日射量及び雲量の測定結果。 															

年平均値の予測結果：影響の程度・環境基準との整合

- いずれの煙突高さ・物質においても、環境基準値を下回る（ダイオキシン類以外は日平均値の2%除外値又は年間98%値と比較）と予測される。

項目	煙突高さ	BG濃度 ^{注1)} (年平均値) ①	寄与濃度 ^{注2)} (年平均値) ②	将来濃度 ^{注3)} (年平均値) ① + ②	日平均値の 2%除外値又は 年間98%値 ^{注4)}	環境基準値
二酸化硫黄 (ppm)	A案：59m	0.001	0.00014	0.001	0.003	0.04以下
	B案：80m		0.00010	0.001	0.003	
二酸化窒素 (ppm)	A案：59m	0.004	0.00035	0.004	0.009	0.04以下
	B案：80m		0.00026	0.004	0.009	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A案：59m	0.015	0.000035	0.015	0.035	0.10以下
	B案：80m		0.000026	0.015	0.035	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A案：59m	-	0.00036	0.00036	-	0.6 以下
	B案：80m		0.00026	0.00026	-	

注1) BG濃度とは、バックグラウンド濃度のことであり、施設を整備する前の現状の環境濃度を示す。なお、ダイオキシン類については既存測定結果がないため、バックグラウンド濃度は考慮していない。

注2) 寄与濃度とは、施設の稼働により付加される負荷分の濃度を示す。

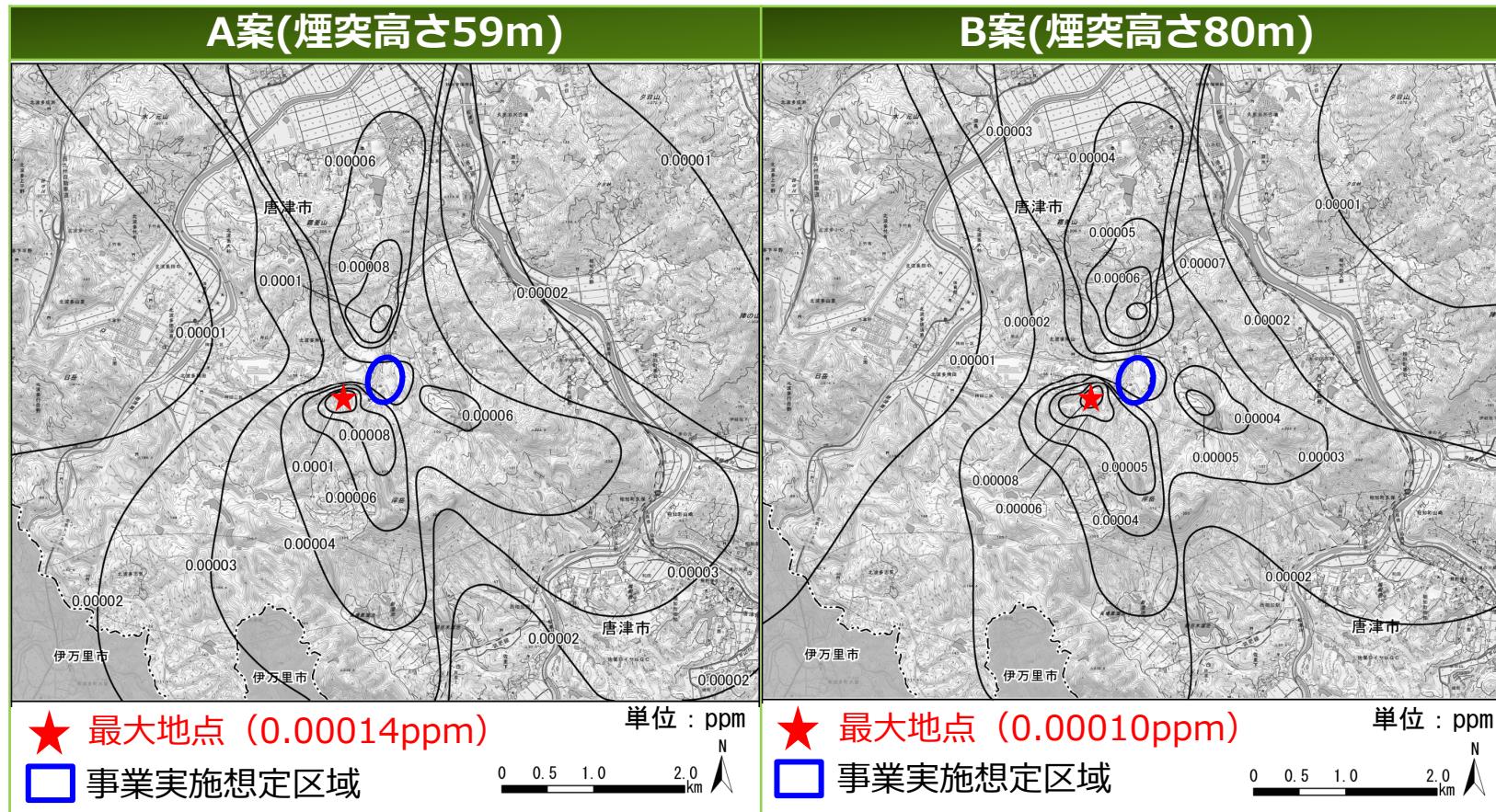
注3) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度を示す。

注4) 二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は日平均値の2%除外値、二酸化窒素は日平均値の年間98%値を示す。

年平均値の予測結果：煙突高さに係る複数案比較

- 全ての予測項目で**最大着地濃度地点**は**西南西方向**に出現し、煙突位置からの距離はA案（煙突高さ59m）が約**460m**、B案（煙突高さ80m）が約**550m**となると予測される。
- 全ての予測項目でA案（煙突高さ59m）の方がB案（煙突高さ80m）より寄与濃度は若干高くなるものの、両案ともに、将来濃度（年平均値）はBG濃度と概ね同様の値となり、大きな差異は生じないと予測される。

＜寄与濃度予測結果図（二酸化硫黄の例）＞（煙突高さに係る比較）



1時間値の予測結果：影響の程度・環境基準との整合

- ・バックグラウンド濃度（BG濃度）を加算した1時間値はいずれの気象条件においても、A案（煙突高さ59m）の方が若干高くなる又は概ね同等となり、基準値等を下回る。
- ・寄与濃度についてはA案の方が若干高くなる又は概ね同等となり、大きな差異はないと考えられる。

項目	煙突の高さ	BG濃度	予測結果（将来濃度）					基準値等
			大気安定度不安定時	上層逆転層発生時(リッド)	接地逆転層崩壊時(フュミゲーション)	煙突ダウンウォッシュ発生時	建物ダウンウォッシュ発生時	
二酸化硫黄(ppm)	A案：59m	0.001	0.004	0.007	0.019	0.003	0.005	0.1以下
	B案：80m		0.004	0.006	0.015	0.002	0.004	
二酸化窒素(ppm)	A案：59m	0.004	0.012	0.020	0.049	0.010	0.014	0.1以下
	B案：80m		0.010	0.017	0.039	0.006	0.011	
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	A案：59m	0.015	0.016	0.017	0.019	0.016	0.016	0.20以下
	B案：80m		0.016	0.016	0.018	0.015	0.016	
塩化水素(ppm)	A案：59m	-	0.0032	0.0065	0.018	0.0025	0.0040	0.02以下
	B案：80m		0.0025	0.0050	0.014	0.00068	0.0026	
ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	A案：59m	-	0.0081	0.016	0.045	0.0062	0.0099	0.6以下
	B案：80m		0.0063	0.013	0.035	0.0017	0.0065	

<調査の結果>

眺望点の現地踏査

文献調査により把握した主要な眺望点（8地点）について、現地を確認し、主要な眺望点からの眺望の状況等を把握した。

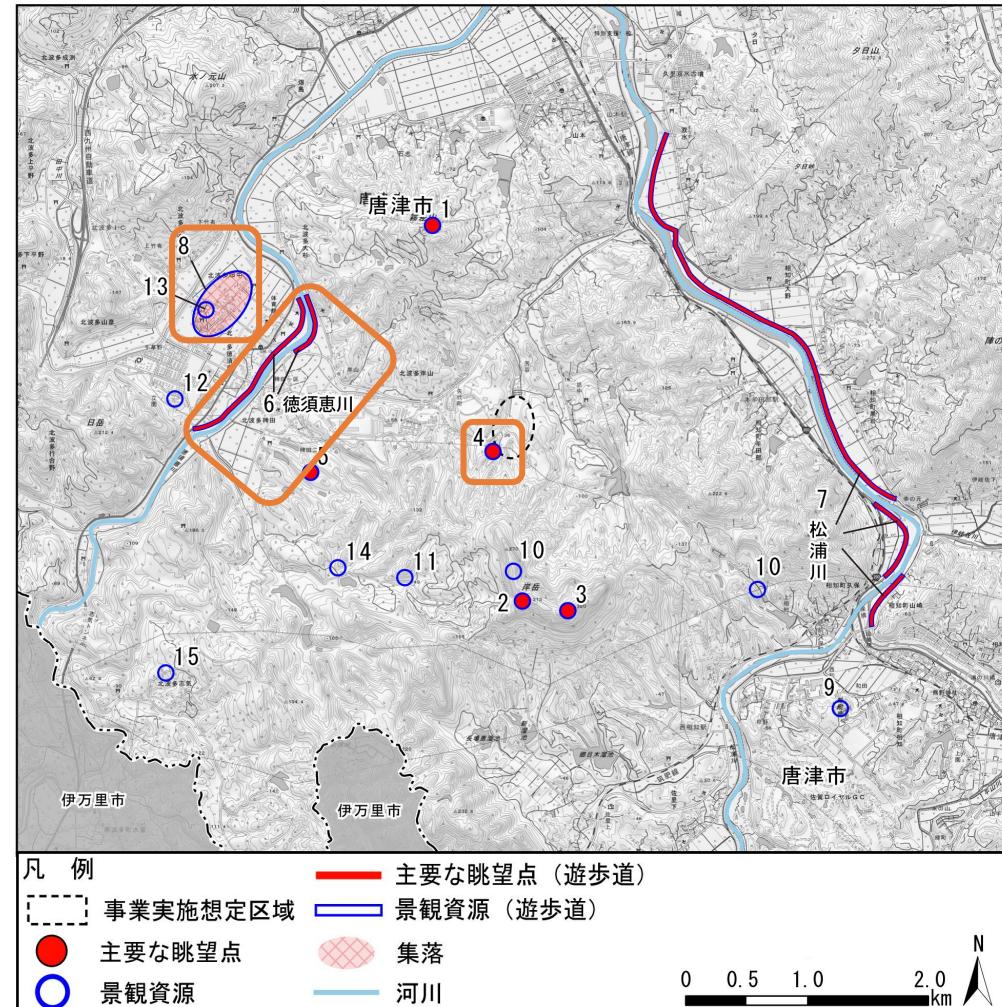
現地踏査日

令和7年6月5日～6日、7月31日

予測地点の選定結果

それぞれの各眺望点について、眺望点及び眺望の状況、景観資源の視認状況を比較・評価し、下表に示す3地点を予測地点として選定した。

番号	名称
4	鬼子岳城跡法安寺
6	徳須恵川遊歩道
8	北波多集落



出典

- 「唐津市景観計画」（平成20年1月、令和2年6月1日変更、唐津市）
- 「唐津市の良好な景観の形成に関する基本方針」（平成19年10月、唐津市）
- 「第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年 環境庁）
- 「地域資源データ」（国土数値情報ダウンロードサイト）
- 「旅Karatsu」（唐津市観光協会ホームページ）
- 「あそぼーさが」（佐賀県観光連盟ホームページ）
- 「市内の史跡一覧」（佐賀県ホームページ）

予測手法・条件

- 予測地点からの「眺望景観の変化」及び「景観資源の視認性の変化」について、主に**フォトモンタージュ法**により予測した。
- 主要な眺望点からの施設（煙突）が視認される場合には、**仰角、俯角及び垂直視角を算出し、眺望景観の変化の程度**を予測した。

<u>予測方法</u>	<ul style="list-style-type: none">主要な眺望点及び景観資源と複数案の配置計画との位置関係を整理したうえで、フォトモンタージュを作成することにより、眺望景観の変化の程度について予測した。主要な眺望点からの施設（煙突）が視認される場合には、仰角、俯角及び垂直視角を算出し、眺望景観の変化の程度を予測した。				
<u>予測地点</u>	<ul style="list-style-type: none">「鬼子岳城跡法安寺」、「徳須恵川遊歩道」、「北波多集落」の3地点				
<u>煙突高さ</u>	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">設定値</th></tr></thead><tbody><tr><td>A案：59m (頂部標高：約92m)</td><td>B案：80m (頂部標高：約113m)</td></tr></tbody></table>	設定値		A案：59m (頂部標高：約92m)	B案：80m (頂部標高：約113m)
設定値					
A案：59m (頂部標高：約92m)	B案：80m (頂部標高：約113m)				

予測・評価の結果①（鬼子岳城跡法安寺からの眺望）

- 既存施設の煙突は視認可能であったが、A案、B案（煙突高さ80m）とともに、施設（煙突・建屋）は鬼子岳城跡法安寺の護摩堂に遮蔽されて視認できない。
- A案、B案ともに、煙突による岸岳等の山並みのスカイラインの切断も生じず、樹林地及び法安寺の施設等により特徴づけられる眺望景観の変化はない。

眺望景観 A案：煙突高さ59m B案：煙突高さ80m



(A案) 仰角：一度 水平見込角：一度

(B案) 仰角：一度 水平見込角：一度

予測・評価の結果② (徳須恵川遊歩道からの眺望)

- いずれの案も施設（煙突）が視認されるが、A案は、煙突頂部が若干視認される程度である。
- 視認される煙突部分の仰角は、いずれの案も18度（圧迫感が感じ始められるとされる仰角）より小さく、水平見込角は約0.3度である。
- 煙突視認性については、B案は現況と同程度、A案は現況より小さい。いずれの案も煙突による岸岳等の山並みのスカイラインの切断は生じず、耕作地等により特徴づけられる眺望景観の変化はわずか。

眺望景観 A案：煙突高さ59m B案：煙突高さ80m



(A案) 仰角：2.2度
(B案) 仰角：2.8度

水平見込角：0.3度
水平見込角：0.3度

予測・評価の結果③ (北波多集落からの眺望)

- いずれの案も施設（煙突）が視認されるが、A案は、煙突頂部が若干視認される程度である。
- 視認される煙突部分の仰角は、いずれの案も18度（圧迫感が感じ始められるとされる仰角）より小さく、水平見込角は約0.2度である。
- 煙突視認性については、B案は現況と同程度、A案は現況より小さい。いずれの案も煙突による岸岳等の山並みのスカイラインの切断は生じず、耕作地等により特徴づけられる眺望景観の変化はわずか。

眺望景観 A案：煙突高さ59m B案：煙突高さ80m



(A案) 仰角：1.8度
(B案) 仰角：2.2度

水平見込角：0.2度
水平見込角：0.2度

7. 総合評価

- 大気質：**A案（煙突高さ59m）及びB案（煙突高さ80m）いずれも環境基準を満足し、相対的にも影響の大きな差異はないことから、いずれの案も影響の程度は同等と評価する。
- 景観：**いずれの案も影響は小さいと考えられるものの、A案（煙突高さ59m）はB案（煙突高さ80m）に比べ、煙突部分の仰角が若干小さくなり、現況より視認性は小さくなることから、A案（煙突高さ59m）の方が相対的に優位と評価する。

項目	A案（煙突高さ59m）		B案（煙突高さ80m）
大気質	年平均値	将来濃度はBG濃度と概ね同様の値となり、 <u>差異は生じない</u> 。	
	1時間値	若干高くなる又は <u>概ね同等</u>	若干低くなる又は <u>概ね同等</u>
	評価	年平均値・1時間値ともに、 <u>全ての予測項目で基準値等を満足</u> することから、影響は小さい。	
景観	視認	施設（煙突）が視認されるが、 <u>煙突頂部が若干視認される程度</u> である。	<u>施設（煙突）が視認される</u> 。
	視認される煙突部分の仰角	18度（圧迫感が感じ始められる仰角）より小さい	
	現況との比較	視認性は小さくなる	視認性は現況と同程度となる
	評価	岸岳等のスカイラインの切断は生じず、山地や耕作地等により特徴づけられる眺望景観の変化はわずかであることから、 <u>眺望景観への影響は小さい</u> 。	

注) ○：環境影響の観点で優位である △：環境影響の観点で相対的に劣る

施設の稼働に伴う大気質への影響、及び施設の存在に伴う景観については、A案（煙突高さ59m）及びB案（煙突高さ80m）ともに影響は小さいと考えられるが、事業の実施に当たっては、土地又は工作物の存在及び供用（施設の稼働・存在）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

■ 大気質

最新の排ガス処理設備の導入を検討すると共に、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことにより公害防止基準値を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減する。

■ 景観

建屋及び煙突の形状及び配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。